



(その1)

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 (令和 2 年分)

(ふりがな)

(じゆうみんしゅとうちばけんしゅうぎいんひれいくだいいちしふ)

- 政治団体の名称 自由民主党千葉県衆議院比例区第一支部
- 主たる事務所の所在地 千葉県千葉市中央区市場町2-13 自由民主会館402号室
でばたみのる
- 代表者の氏名 出畑 実
でぐちしげお
- 会計責任者の氏名 出口 重夫

問合せ先

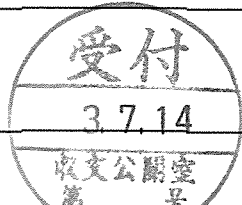
(担当者) 松坂 宣之

(電話) 03-3581-5111

(担当者) 3.7.14

(電話) 収支公開室 第 号

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。



国会議員関係政治団体の区分

- (政治資金規正法第19条の7第1項)
- 第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 第2号に係る国会議員関係政治団体
- ・公職の候補者の氏名 出畑 実
- ・公職の種類 衆議院議員 千葉県
(該当する方に○→) (現職)
- ・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
- 1年を通じて適用
 - 対象年の途中で適用の異動あり
- (「異動あり」の場合のみ以下を記入)
- 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

会計	繰越	検算	転記	○	○
#	#	コ	山	○	○

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(以下 指定「有」の場合のみ記載)	
・公職の種類 <u>衆議院議員 千葉県</u>	(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)
・資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	
・資金管理団体の指定の期間	
<input type="checkbox"/> 1年を通じて適用	<input type="checkbox"/> 対象年の途中で適用の異動あり
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)	
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	

(下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載)

団体コード	翌年への繰越金

- 注意(1)上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。
- (2)上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。
- (3)記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- (4)提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)		十億	百万	千	円	
						17,195,766
① (前年からの繰越額)						1,000,000
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)						16,195,766
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)						13,690,504
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))						3,505,262

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費						
金	額	A				十億
						0
員	数					人

(2) 寄 附						
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分						備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	千	円		内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]					1,195,766	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附						内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					2,000,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)					3,195,766	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]						
イ 政 党 匿 名 寄 附					0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)					3,195,766	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	←	17	195	766
① (前年からの繰越額)	↙	1	000	000
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)	↘	16	195	766
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)		13	690	504
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))		3	505	262

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額 A				0
員 数				人

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		1	172	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		2	000	000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		3	172	000	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)		3	172	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
今泉 邦彦			6,000		2.1.7	千葉県松戸市小金原9-9-4	無職	
大日方逸夫			6,000		2.1.7	東京都練馬区関町南2-2-6-404	無職	
中村 元禧			10,000		2.1.7	東京都世田谷区桜丘1-9-18	無職	
安井 肇			10,000		2.1.7	埼玉県富士見市水谷東2-8-7	無職	
五十嵐康之			10,000		2.1.8	千葉縣市川市市川南3-14-11 A-1017	無職	
石田 宏樹			10,000		2.1.8	東京都世田谷区南烏山3-12-1-T710号	無職	
伊藤 和雄			10,000		2.1.8	長野県上田市常磐城6-1-28	無職	
大塚 幹雄			10,000		2.1.8	群馬県甘楽郡甘楽町上野356-7	無職	
片桐 正巳			30,000		2.1.8	千葉県千葉市稲毛区稲毛2-7-45-501	無職	
金田喜久三			10,000		2.1.8	兵庫県神戸市北区有野台1-15-14	無職	
河中 諭			6,000		2.1.8	千葉県四街道市鷹の台3-5-14	無職	
北田 順造			6,000		2.1.8	神奈川県横浜市戸塚区品濃町537-20ハ-カク-東戸塚1504号	無職	
倉橋 明義			6,000		2.1.8	神奈川県横浜市港南区下永谷4-4-2-203	無職	
小松 文明			16,000		2.1.8	神奈川県川崎市宮前区野川4155-1-601	無職	
塩沢 博			4,000		2.1.8	東京都世田谷区砧6-4-5-503	無職	
この頁の小計			150,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
杉浦 康之			4,000		2.1.8	千葉県市川市末広2-17-3	無職	
曾田 肇			10,000		2.1.8	東京都杉並区久我山5-11-3	無職	
高取 武夫			10,000		2.1.8	東京都江東区森下3-13-13-906	無職	
高橋 徹			10,000		2.1.8	神奈川県川崎市麻生区上麻生2-27-1	無職	
竹村 智			30,000		2.1.8	東京都府中市清水が丘2-19	無職	
田邊 顯人			10,000		2.1.8	神奈川県横浜市金沢区釜利谷西3-53-19	無職	
冨永 知保			10,000		2.1.8	神奈川県藤沢市辻堂新町3-2-32-903	無職	
福田 勝繁			2,000		2.1.8	埼玉県越谷市赤山本町14-2	無職	
宮川 清			6,000		2.1.8	神奈川県横浜市青葉区美しが丘2-13-6-207	無職	
茂木 克美			10,000		2.1.8	神奈川県茅ヶ崎市平和町6-16	無職	
森川 修			2,000		2.1.8	神奈川県横須賀市湘南鷹取5-40-4	無職	
山下 敏			100,000		2.1.8	神奈川県横浜市金沢区西柴4-7-18	無職	
吉田 扶			10,000		2.1.8	神奈川県横浜市戸塚区吉田町1200-11	無職	
相賀 晋			6,000		2.1.9	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢上町2-2144三ツ沢402号	無職	
青木千佳子			2,000		2.1.9	東京都墨田区太平4-19-2-307	無職	
この頁の小計			222,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に特○記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十位	百万	千円				
阿久津幸男			6,000	2.1.9	千葉県柏市西原5-8-19	無職	
安藤 俊行			10,000	2.1.9	千葉県船橋市藤原5-36-33	無職	
伊丹 滋典			100,000	2.1.9	東京都武蔵野市吉祥寺東町2-24-20	無職	
市村 元一			4,000	2.1.9	奈良県奈良市学園緑ヶ丘2-6-19	無職	
井上 潔			6,000	2.1.9	神奈川県横浜市青葉区青葉台1-11-4-12-106	無職	
入部 兼昭			2,000	2.1.9	兵庫県芦屋市楠町4番7号	無職	
浦辺 太郎			20,000	2.1.9	神奈川県川崎市麻生区白鳥2-6-9	無職	
岡井 政義			10,000	2.1.9	神奈川県鎌倉市二階堂13	無職	
加藤 弘三			6,000	2.1.9	神奈川県横浜市旭区東希望が丘133-1希望が丘第三コーポラスA-701	無職	
岸 准一			4,000	2.1.9	北海道北広島市里見町2-5-11	無職	
栗原 弘明			10,000	2.1.9	東京都中野区中野5-11-7	無職	
小峠 丈二			4,000	2.1.9	大阪府守口市東郷通3-11-25-714	無職	
齊藤 直良			10,000	2.1.9	千葉県船橋市行田1-44-11-715	無職	
坂口 一郎			4,000	2.1.9	神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷3-1-1-307	無職	
澤井 繁			11,000	2.1.9	神奈川県横浜市金沢区釜利谷東4-32-9	無職	
この頁の小計			207,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に特○記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
柴田 稔			10,000		2.1.9	東京都国分寺市西恋ヶ窪2-10-31	無職	
鈴木 敏久			2,000		2.1.9	神奈川県横浜市栄区庄戸3-28-24	無職	
高田 定男			6,000		2.1.9	群馬県高崎市下小鳥町557-7	無職	
谷村耕太郎			10,000		2.1.9	神奈川県横浜市神奈川区松ヶ丘56	無職	
西尾 公孝			2,000		2.1.9	鳥取県鳥取市河原町稲常812	無職	
乗松 和子			10,000		2.1.9	東京都八王子市松が谷52-2-302	無職	
平本美枝子			2,000		2.1.9	神奈川県横浜市金沢区能見台4-4-1 A-401	無職	
益 利生			10,000		2.1.9	千葉県市川市市川南3-14-5-706	無職	
松浦 紹博			6,000		2.1.9	沖縄県那覇市奥武山町26-1301	無職	
松野 元治			4,000		2.1.9	大阪府吹田市岸部北1-19-15	無職	
三田 由美			10,000		2.1.9	東京都港区白金台1-1-13-1101	無職	
宮本 修己			2,000		2.1.9	神奈川県横浜市青葉区すすき野1-1-5-308	無職	
柳川 雅子			2,000		2.1.9	神奈川県横浜市金沢区富岡東3-9-14	無職	
山崎 緑			2,000		2.1.9	神奈川県相模原市南区南台5-11-19-1803	無職	
萬 晋			5,000		2.1.9	東京都渋谷区笹塚1-48-19-903	無職	
この頁の小計			83,000					
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
伊井 伸夫			10,000		2.1.10	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町111-1	無職	
石井 美代			4,000		2.1.10	千葉県船橋市小室町3362	無職	
岩田 正義			10,000		2.1.10	神奈川県藤沢市片瀬山2-17-4	無職	
岩田 矢弓			30,000		2.1.10	東京都杉並区成田西1-4-2	無職	
大久保晃三			10,000		2.1.10	神奈川県横浜市中区根岸町2-97	無職	
大野 純一			10,000		2.1.10	神奈川県横浜市栄区笠間4-10 B203	無職	
木村 雅俊			5,000		2.1.10	東京都杉並区天沼3-38-18	無職	
竹内 陸郎			10,000		2.1.10	秋田県秋田市將軍野南3-11-4	無職	
土岐 晃			2,000		2.1.10	東京都杉並区久我山3-10-20	無職	
成島やす子			10,000		2.1.10	東京都荒川区町屋8-4-8-802	無職	
芳賀 利範			10,000		2.1.10	神奈川県横浜市青葉区さつきが丘9-58	無職	
長谷川孝之			2,000		2.1.10	東京都豊島区高田1-23-9	無職	
藤岡 嗣倫			2,000		2.1.10	東京都練馬区中村北1-10-17-102	無職	
丸茂 岩樹			6,000		2.1.10	神奈川県横浜市栄区笠間2-10-2-309	無職	
宮下紀恵子			10,000		2.1.10	東京都足立区千住東2-20-12-305	無職	
この頁の小計			131,000					
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
森安 俊雄			10,000		2.1.10	岡山県岡山市北区庭瀬221-10	無職	
飯島 康輔			10,000		2.1.14	千葉県松戸市馬橋3270	無職	
池田 英雄			10,000		2.1.14	神奈川県座間市南栗原2-2-45コスモさがみ野803号	無職	
猪野 寿男			10,000		2.1.14	埼玉県さいたま市大宮区三橋4-71-3	無職	
大谷 和之			10,000		2.1.14	千葉県柏市高柳1616-28 2-201	無職	
片野 次郎			20,000		2.1.14	神奈川県横浜市南区六ツ川2-48-1-306	無職	
久保田邦宏			10,000		2.1.14	神奈川県横浜市青葉区荏田北2-10-36	無職	
斉藤 弘			10,000		2.1.14	神奈川県川崎市多摩区寺尾台2-8-1 8-305	無職	
中村 宏幸			4,000		2.1.14	神奈川県横浜市港南区港南台7-27-26	無職	
野畑 正紀			6,000		2.1.14	神奈川県横浜市磯子区森1-12-7-1008	無職	
林 侃			6,000		2.1.14	千葉県浦安市日の出3-3 シーガーデン新浦安C-1101	無職	
村松 雄吉			10,000		2.1.14	神奈川県横浜市中区本牧三ノ谷17-38	無職	
横山 英夫			10,000		2.1.14	東京都世田谷区瀬田5-34-15-801	無職	
伊藤 陽二			10,000		2.1.15	神奈川県鎌倉市今泉台3-11-5	無職	
大塚 雅和			10,000		2.1.15	愛知県名古屋市中区千種区光が丘2-8-66	無職	
この頁の小計			146,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合は、「特定寄附」には、氏名の前に特○記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
北島 満			6,000	2.1.15	東京都国分寺市戸倉2-2-26	無職	
白井 秀樹			6,000	2.1.15	兵庫県伊丹市車塚1-32-7-40808	無職	
新村 清夫			6,000	2.1.15	千葉県浦安市入船3-50-103	無職	
平岡 宣夫			5,000	2.1.15	大阪府豊中市清風荘2-7-5	無職	
池田 惣亮			10,000	2.1.16	神奈川県横浜市金沢区能見台3-4-3	無職	
岡部 亨			4,000	2.1.16	東京都日野市東豊田3-7-12	無職	
奥山 勇			6,000	2.1.16	神奈川県横浜市金沢区富岡西1-55-6	無職	
小泉 佳子			2,000	2.1.16	神奈川県横浜市金沢区西柴4-20-8	無職	
田中 愛子			4,000	2.1.16	神奈川県横浜市栄区亀井町28-8	無職	
田中 良朔			6,000	2.1.16	千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷3-16-6	無職	
青柳 邦雄			6,000	2.1.17	東京都杉並区南荻窪2-8-1	無職	
伊良子和成			10,000	2.1.17	東京都三鷹市上連雀7-32-14	無職	
岩本 錬			6,000	2.1.17	東京都世田谷区喜多見8-7-8	無職	
檜原 雄一			2,000	2.1.17	神奈川県横浜市金沢区能見台3-51-1 F906	無職	
原田 稔保			10,000	2.1.17	神奈川県横浜市青葉区松風台20-18	無職	
この頁の小計			89,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に特記記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
村井 靖			10,000	2.1.17	東京都新宿区富久町15-1-2114	無職	
山口 明			2,000	2.1.17	神奈川県横浜市都筑区川和町1718-26	無職	
岩橋 重人			10,000	2.1.19	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町884-1-729	無職	
吉岡 利春			2,000	2.1.19	神奈川県川崎市高津区下作延2-6-5-421	無職	
平山 満範			6,000	2.1.20	神奈川県大和市中央林間9-9-19	無職	
植田 省吾			10,000	2.1.21	大阪府寝屋川市打上宮前町3-1-1408	無職	
中村壽美江			10,000	2.1.21	東京都新宿区百人町3-22-12-304	無職	
佐脇 澄郎			20,000	2.1.22	大阪府豊中市上新田2-24-1 402号	無職	
今澤 豊文			20,000	2.1.29	東京都渋谷区神宮前2-2-39-1312 ザコート神宮外苑	無職	
貝洲 徹彦			10,000	2.1.30	東京都杉並区和泉3-27-21	無職	
田中 克明			10,000	2.1.30	神奈川県横浜市金沢区釜利谷東4-27-15	無職	
野口 勝			6,000	2.1.30	東京都杉並区荻窪4-28-14-603	無職	
中西 敏雄			6,000	2.1.31	神奈川県横浜市港北区大豆戸町200-606	無職	
馬場 潤一			6,000	2.1.31	神奈川県横浜市金沢区能見台3-33-17	無職	
小林 利江			4,000	2.2.14	東京都千代田区外神田3-16-2 木村末廣苑301	無職	
この頁の小計			132,000				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		9,119	615					0	
	(2) 光 熱 水 費		40	516					0	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		2,110	828					0	
	(4) 事 務 所 費		1,355	675					0	
	小 計 ((1)~(4))		12,626	634					0	
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		1,013	370				8000	0	
	(2) 選 挙 関 係 費			0					0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※			0					0	
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費			0					0	
	イ 宣伝事業費			0					0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			0					0	
	エ その他の事業費			0					0	
	(4) 調 査 研 究 費			30,000					0	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			0					0	
	(6) そ の 他 の 経 費			20,500					0	
	小 計 ((1)~(6))		1,063	870					80,000	円
	合 計		13,690	504						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		
		不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
名刺・封筒印刷代	65,890	R2.1.6	株式会社インプリ	千代田区神田美土代町11-7神田美土代ビル102	
事務所用消耗備品	13,410	R2.1.6	株式会社 メガ	渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティ西14階	
チェックライター	14,080	R2.1.8	株式会社和田商店	千葉市中央区市場町4-3	
新聞代	13,337	R2.1.24	丸の内新聞株式会社	中央区日本橋本石町4-3-11	
名刺・封筒印刷代	16,060	R2.2.12	株式会社インプリ	千代田区神田美土代町11-7神田美土代ビル102	
新聞代	13,337	R2.2.25	丸の内新聞株式会社	中央区日本橋本石町4-3-11	
ガソリン代	10,858	R2.3.17	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イスタワ-217ワ-	
車両リース代	179,850	R2.3.17	トヨタファイナンス(株)	千葉市美浜区新港57番地	
新聞代	13,337	R2.3.25	丸の内新聞株式会社	中央区日本橋本石町4-3-11	
事務所用消耗備品	65,937	R2.4.18	株式会社メガ	渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティ西14階	
車両リース代	59,950	R2.4.17	トヨタファイナンス(株)	千葉市美浜区新港57番地	
新聞代	13,337	R2.4.23	丸の内新聞株式会社	中央区日本橋本石町4-3-11	
車両リース代	59,950	R2.5.18	トヨタファイナンス(株)	千葉市美浜区新港57番地	
この頁の小計	539,333				
その他の支出					
合計					

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ガソリン代	17,226	R2.5.18	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イ-スタワ-21タワ-	
新聞代	13,337	R2.5.22	丸の内新聞株式会社	中央区日本橋本石町4-3-11	
事務所備品・消耗品費	11,258	R2.6.5	株式会社メガ	渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティ西14階	
ガソリン代	12,081	R2.6.17	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イ-スタワ-21タワ-	
車両リース代	59,950	R2.6.17	トヨタファイナンス(株)	千葉県美浜区新港57番地	
新聞代	13,337	R2.6.22	丸の内新聞株式会社	中央区日本橋本石町4-3-11	
車両リース代	59,950	R2.7.17	トヨタファイナンス(株)	千葉県美浜区新港57番地	
ガソリン代	23,999	R2.7.17	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イ-スタワ-21タワ-	
新聞代	13,337	R2.7.22	丸の内新聞株式会社	中央区日本橋本石町4-3-11	
事務所備品・消耗品費	109,334	R2.8.12	株式会社ヨドバシカメラ	新宿区新宿5-3-1ヨドバシビルディング本社ビル	
車両リース代	59,950	R2.8.17	トヨタファイナンス(株)	千葉県美浜区新港57番地	
ガソリン代	12,934	R2.8.17	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イ-スタワ-21タワ-	
この頁の小計	406,693				
その他の支出					
合計					

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
車輛リース代	59,950	R2.9.17	トヨタファイナンス(株)	千葉県美浜区新港57番地		
ガソリン代	22,299	R2.9.17	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イ-スタワ-21ター-		
事務所備品・消耗品	66,000	R2.10.5	システム技術研究所	調布市小島町1-11-21調布ふじ村ビル201号		
車輛リース代	59,950	R2.10.19	トヨタファイナンス(株)	千葉県美浜区新港57番地		
ガソリン代	25,261	R2.10.19	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イ-スタワ-21ター-		
車輛リース代	59,950	R2.11.17	トヨタファイナンス(株)	千葉県美浜区新港57番地		
ガソリン代	22,013	R2.11.17	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イ-スタワ-21ター-		
車輛リース代	59,950	R2.12.17	トヨタファイナンス(株)	千葉県美浜区新港57番地		
ガソリン代	23,669	R2.12.17	トヨタファイナンス(株)	江東区東陽6-3-2イ-スタワ-21ター-		
事務所備品・消耗品	517,680	R2.12.18	株式会社ヨドバシカメラ	新宿区新宿5-3-1ヨドバシホールディングス本社ビル		
この頁の小計	916,722					
その他の支出	248,080					
合計	2,110,828					

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費・借料損料		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
事務所賃借料	50,000	R2. 1. 20	一般財団法人千葉自由民主会館	千葉市中央区市場町2-13		
駐車場賃借料	20,500	R2. 1. 20	丸一土地建物株式会社	千葉市中央区本町2-13-17		
事務所賃借料	50,000	R2. 2. 14	一般財団法人千葉自由民主会館	千葉市中央区市場町2-13		
駐車場賃借料	20,500	R2. 2. 14	丸一土地建物株式会社	千葉市中央区市場町2-13-17		
事務所賃借料	50,000	R2. 3. 13	一般財団法人千葉自由民主会館	千葉市中央区市場町2-13		
駐車場賃借料	20,500	R2. 3. 13	丸一土地建物株式会社	千葉市中央区市場町2-13-17		
事務所賃借料	50,000	R2. 4. 14	一般財団法人千葉自由民主会館	千葉市中央区市場町2-13		
駐車場賃借料	20,500	R2. 4. 14	丸一土地建物株式会社	千葉市中央区市場町2-13-17		
事務所賃借料	50,000	R2. 5. 13	一般財団法人千葉自由民主会館	千葉市中央区市場町2-13		
駐車場賃借料	20,500	R2. 5. 13	丸一土地建物株式会社	千葉市中央区市場町2-13-17		
事務所賃借料	50,000	R2. 6. 18	一般財団法人千葉自由民主会館	千葉市中央区市場町2-13		
事務所賃借料	50,000	R2. 7. 17	一般財団法人千葉自由民主会館	千葉市中央区市場町2-13		
事務所賃借料	50,000	R2. 8. 11	一般財団法人千葉自由民主会館	千葉市中央区市場町2-13		
この頁の小計	502,500					
その他の支出						
合計						

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費・通信費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
切手・はがき代	15,877	R2. 1. 14	日本郵便株式会社	中央区銀座8-20-26		
切手・はがき代	13,734	R2. 2. 12	日本郵便株式会社	中央区銀座8-20-26		
NHK受信料	11,400	R2. 2. 26	日本放送協会	渋谷区神南1-6-12		
切手・はがき代	12,600	R2. 3. 23	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1		
切手・はがき代	10,920	R2. 7. 2	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1		
切手・はがき代	21,000	R2. 11. 4	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1		
この頁の小計	85,531					
その他の支出	125,624					
合計	211,155					

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費 ⑤ 政治資金パーティー開催事業費	6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ETCカード高速代	18,380	R2.3.17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	10,370	R2.4.17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	12,690	R2.5.18	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	45,320	R2.6.17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	32,130	R2.7.17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	31,990	R2.8.17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	51,880	R2.9.17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	40,540	R2.10.19	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	40,190	R2.11.17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
ETCカード高速代	38,360	R2.12.17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市中区錦2-17-21NTTデ-タ伏見ビル別館	
この頁の小計	321,850				
その他の支出	21,520				
合計	343,370				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費 ⑤ 政治資金パーティー開催事業費	6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費		渉外費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
出席会費		20,000	R2. 2. 17	今村雅弘君と明日の日本を語る会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1210号室	
出席会費		20,000	R2. 8. 5	イーグル会	新潟県燕市秋葉町4-12-20	
出席会費		20,000	R2. 8. 19	泉田裕彦政治経済防災研究会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館14号室	
出席会費		20,000	R2. 8. 27	大岡敏孝を支える会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館619号室	
出席会費		10,000	R2. 8. 30	門 博文後援会	和歌山県和歌山市畑屋敷中の下14	
出席会費		20,000	R2. 8. 31	山口つよしを励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館603号室	
出席会費		20,000	R2. 9. 1	地域活性化研究会	群馬県前橋市大手町3-9-16	
出席会費		20,000	R2. 9. 1	赤沢りょうせい君を囲む会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1022号室	
出席会費		20,000	R2. 9. 2	新声会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館	
出席会費		20,000	R2. 9. 10	櫻田義孝君を励ます会	千葉県柏市正連寺373-3	
出席会費		20,000	R2. 9. 15	豪志の会	東京都中央区日本橋人形町1-6-10	
出席会費		20,000	R2. 9. 23	衆議院議員しげもと護君を育てる会	京都府京都市左京区下鴨高木町9番地	
出席会費		20,000	R2. 9. 28	伊藤忠彦後援会	愛知県知多市岡田字向田61	
この頁の小計		250,000				
その他の支出						
合計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費 ⑤ 政治資金パーティー開催事業費	6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
出席会費	20,000	R2.10.5	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	千葉県八千代市大和田新田310	
出席会費	20,000	R2.10.7	現代日本研究会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1105号室	
出席会費	20,000	R2.10.15	自由民主党千葉県第六選挙区支部	千葉県松戸市松戸新田592	
出席会費	20,000	R2.10.20	吉川貴盛政経セミナー事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1202号室	
出席会費	20,000	R2.10.30	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町2-13千葉自由民主党会館301号	
出席会費	20,000	R2.11.6	自由民主党和歌山県第一選挙区支部	和歌山県和歌山市畑屋敷中1丁14	
出席会費	20,000	R2.11.6	衆議院かみたに昇君と語る会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1216号室	
出席会費	20,000	R2.11.10	本田太郎政策研究所	京都府宮津市鶴賀2109-19	
出席会費	20,000	R2.11.11	強い福島を創る会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1111号室	
出席会費	20,000	R2.11.11	衆議院議員伊東良孝政経セミナー	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館623号室	
出席会費	20,000	R2.11.12	小倉まさのが政経フォーラム	東京都町田市原町田5-4-7 からかあさ101号	
出席会費	20,000	R2.11.12	衆議院議員あぜもと将吾政経フォーラム	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館501号室	
出席会費	20,000	R2.1.16	長島昭久を育てる会	東京都府中市宮西町4-12-11 モア府中2F	
この頁の小計	260,000				
その他の支出					
合計					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		① 組織活動費	② 選挙関係費	③ 機関紙誌の発行事業費	④ 宣伝事業費		⑤ 政治資金パーティー開催事業費	⑥ その他の事業費	⑦ 調査研究費	⑧ 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考					
出席会費	20,000	R2. 11. 16	宮内秀樹君を激励する会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館604号						
出席会費	20,000	R2. 11. 18	衆議院議員そのうら健太郎君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館321号室						
出席会費	20,000	R2. 11. 20	進藤金日子後援会	東京都港区新橋5-33-9						
出席会費	20,000	R2. 11. 26	高村正大君を囲む会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館701号室						
出席会費	20,000	R2. 12. 1	福井照君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1114号室						
出席会費	20,000	R2. 12. 4	衆議院議員中曾根康隆君の活躍に期待する会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館923号室						
出席会費	20,000	R2. 12. 9	衆議院議員 谷公一君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2-810号室						
出席会費	20,000	R2. 12. 25	武部新政治文化フォーラム事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1010号室						
この頁の小計	160,000									
その他の支出										
合計	670,000									

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費	6 その他の事業費 ⑦ 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費		書籍代	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
調査研究書籍代	30,000	R2.8.20	有限会社 諭創社	東京都千代田区神田神保町2-23		
この頁の小計	30,000					
その他の支出	0					
合計	30,000					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

（４）本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支出項目	金額				年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	十億	百万	千	円				
組織活動費			20,000		R2. 10. 5	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	千葉県八千代市大和田新田310	
〃			20,000		R2. 10. 15	自由民主党千葉県第六選挙区支部	千葉県松戸市松戸新田592	
〃			20,000		R2. 10. 30	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町2-13千葉自由民主党会館301号	
〃			20,000		R2. 11. 6	自由民主党和歌山県第一選挙区支部	和歌山県和歌山市畑屋敷中1丁14	
この頁の小計			80,000					
合 計			80,000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

領収書等の写し

政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 15 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県衆議院比例区第一支部

会計責任者の氏名 出口 重夫



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

) (印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和3年3月8日

自由民主党千葉県衆議院比例区第一支部

代表 出畑 実 殿

登録政治資金監査人

島田 直樹



登録番号

第2399号

研修終了日

平成21年6月29日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県衆議院比例区第一支部（以下「本件団体」という。）の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、本件団体の会計責任者等が衆議院第二議員会館209号室（東京都千代田区永田町2丁目1-2）に通常勤務していることから、同

209号室において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

本件団体と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、本件団体と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても同様である。

以上